

申告期間は2月16日 ～ 3月16日

市・県民税の申告と所得税の確定申告



市・県民税の申告は、平成21年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告期間の終了間際は混雑しますので、申告はお早めにお済ませください。

市・県民税の申告

■ 申告が必要な方

平成21年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。所得税の確定申告をする方は、申告をする必要はありません。

給与所得者

勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方
市への提出の有無は勤務先に確認してください。パート、アルバイトなども含みます。

給与所得以外に所得がある方
(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方。20万円を超える場合は確定申告が必要)

給与所得者以外の方
所得税の確定申告の対象となら

ない営業、農業、不動産、雑、報酬などの所得がある方
所得税にならない方
公的年金の所得のみの方
扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの所得控除を受ける方

市内に事業所、事務所、住宅があり、狭山市以外に住所がある方
他の市町村で課税されている
も市内に事業所や住宅がある場合は、申告が必要です。(事業所・家屋敷課税)

収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合がありますので申告することをお勧めします

60歳以上の方の申告会場

次のとおり、各地域の会場で申告を受け付けます。受け付ける申告は、市役所会場と同じです。

実施日	申告の受付会場と時間	
1月29日	堀兼公民館	9時～11時
	新狭山地区センター(旧出張所)	14時～16時
1月30日	奥富公民館	9時～11時
	水富公民館	14時～16時
2月6日	狭山台公民館	午前の部 9時～11時 午後の部 13時～15時
2月9日	柏原公民館	
2月10日	広瀬公民館	
2月12日	人間公民館	
2月13日	水野公民館	

会場使用の都合上、17時で申告業務を終了させていただきます。申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください

■ 申告書の受け付け

受付時間：9時～16時 土・日曜日

は除く)

2月22日 と3月1日 は受け付けます

会場：市役所6階会議室
受付する申告：市・県民税の申告
と給与・年金収入、配当・雑・一時所得の簡易な確定申告

営業・不動産などの確定申告は受け付けできません

市・県民税の申告や所得税の確定申告に必要なもの

印鑑、筆記用具、計算機など

20年中の収入金額の分かる資料(源泉徴収票など)

各種控除に必要な資料(20年中に支払ったもの)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書など、国民年金保険料の支払い証明書か領収書、生命保険料、地震保険料などの控除証明書

障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など

医療費控除を受ける方は、20年中に支払った病院、薬局などの領収書(病院、個人ごとにまとめて計算)と保険金などで補てんされた金額(今後支払われるものも含む)の分かる通知など。成人用おむつ代の控除はP18をご覧ください

所得税の還付申告を受ける方は、申告人名義の預貯金通帳などで支店名、口座番号が分かるもの

所得税の確定申告

■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。確定申告により、所得税を納付する場合と還付される場合があります。所得税の還付申告は2月13日以前でも受け付けます。

給与所得者

勤務先で年末調整を受けていない方
平成20年の途中で退職し

た方など)

2か所以上から給与の支払いを受けている方、前職分を含めて年末調整をした方を除く)

年収が2千万円を超えている方
給与所得以外の所得が20万円を超えている方

雑損、医療費、寄付金、住宅借入金等特別控除などの所得控除を受ける方

給与所得者以外の方

営業、農業、不動産、雑公的年金を含む)、報酬などの所得が所得控除を超えている方

土地、建物、株式先物取引などの分離所得がある方

公的年金から所得税が源泉徴収されている方

■確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、ご自分

年金・給与所得者の所得税
確定申告説明会・相談会
申告書の作成、提出ができます。

開催日	対象地区
2月2日	柏原地区、新狭山地区
2月3日	入間地区、堀兼地区
2月4日	入間川地区、奥富地区
2月5日	水富地区、狭山台地区

会場市役所6階会議室
時間9時～11時と13時～15時

で作成し、郵送などで直接、所沢税務署へ提出してください。税務署から個人への確定申告書類の発送予定は1月末日です。例年、申告書の送付があるなど、送付される可能性のある方は申告書の到着を待ちください。

申告書の個人発送については同税務署にお問合わせください。同税務署の申告の相談時間は9時～12時と13時～17時(土・日曜日を除く)。2月22日と3月1日は、相談受付を行います

■申告書の作成・提出

国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用し、ご自分で作成し、郵送などで提出してください。また、電子申告e-Taxを利用するとインターネットで申請できます。

■税理士による申告無料相談

年収600万円以下の年金・給与所得者で、医療費控除を受けたい方や中途退職した方に、無料で税務相談と申告書作成を行っています。ご予約のうえご利用ください。

日時2月2日～13日、9時30分～12時と13時～16時(土・日・祝日を除く) 申込み関東信越税理士会所沢支部へ 299308

■納税は期限内にお忘れなく

平成20年分の所得税の納期限は3月16日です。納付には、手間がかからず、納期限を忘れる心配のない口座からの振替納税が大変便利です。ぜひ、ご利用ください。また、すでに利用している方は、預貯金口座の残高をご確認ください。

申告と申告書類

会場は大変混雑しますので、お車での来場は、ご遠慮ください。

また、受け付けの待ち時間は、例年2～3時間となります。申告書は自分で作成し、市・県民税申告書は市民税課へ、確定申告書は所沢税務署へ、郵送による提出をお勧めします。確定申告書などは、1月下旬から市民税課公民館、地区センターなどで配布します。

問合せ

●市・県民税に関すること

市民税課 〒350 1380 狭山市入間川1 23 5(へ内線1091)

●所得税に関すること

所沢税務署 〒359 8601 所沢市並木1 7(へ) 2993 9111(自動音声に従って用件をお選びください)